

### 中央最低賃金審議会の資料の訂正について

今般、[大阪地方最低賃金審議会の資料の数値の訂正](#)に伴い、中央最低賃金審議会の資料の数値の一部に訂正すべき点が生じました。訂正する数値は以下の通りです。今後は適正な調査の実施に努めて参ります。

なお、最低賃金は本調査のほか、様々なデータや要素を総合的に勘案して最低賃金審議会において審議し、決定及び改正等がなされていることから、これまでの最低賃金額の改定への影響はないと考えています。

#### 【訂正する数値】

		訂正前		訂正後
平成 28 年の未満率	大阪府	5. 5 %	→	5. 3 %
平成 28 年の影響率	大阪府	18. 7 %	→	19. 1 %
	全国計	11. 0 %	→	11. 1 %
平成 29 年の未満率	大阪府	3. 2 %	→	3. 5 %
	A ランク	2. 2 %	→	2. 3 %
平成 29 年の影響率	大阪府	20. 3 %	→	21. 0 %
	全国計	11. 8 %	→	11. 9 %
	A ランク	14. 4 %	→	14. 5 %

※ A ランク及び全国計の未満率・影響率については、四捨五入の関係により、資料の数値に変動が生じない場合がある。

#### 【中央最低賃金審議会の資料の再掲載】

厚生労働省ホームページに掲載している中央最低賃金審議会の以下の資料について、上記数値を訂正した上で、再掲載します。

<a href="#">令和元年 7 月 22 日 第 2 回目安に関する小委員会</a>	資料 3	1 頁目
<a href="#">令和元年 7 月 4 日 第 1 回目安に関する小委員会</a>	資料 1	16 頁目
<a href="#">平成 30 年 7 月 10 日 第 2 回目安に関する小委員会</a>	資料 3	1 頁目及び 2 頁目
<a href="#">平成 30 年 6 月 26 日 第 1 回目安に関する小委員会</a>	資料 1	16 頁目
<a href="#">平成 29 年 7 月 12 日 第 2 回目安に関する小委員会</a>	資料 3	1 頁目及び 2 頁目
<a href="#">平成 29 年 6 月 27 日 第 1 回目安に関する小委員会</a>	資料 1	16 頁目